# 平成31年

# 第3回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨 時 会 =

平成31年4月23日(火) 1日

宮古島市議会

# 目 次

0	第3回臨時会
	77 0 1 1 1 1 1 1

o 招集告示 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1
o 上程案件処理結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2
o 応招議員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		3
○4月23日 (議事日程第1号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5
o 会期及び日程 ·····		6
会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	. 1
会期を定めることについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	. 1
議案審議	1	. 1

宮古島市告示第67号

平成31年第3回宮古島市議会(臨時会)を次のとおり招集する。

平成31年4月16日

宮古島市長 下 地 敏 彦

- 1 期 日 平成31年4月23日(火)
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)
  - (2) 宮古島市税条例の一部改正について
  - (3) 議決内容の一部変更について
  - (4) 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)
  - (5) 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

# 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件名	提	案	者	提出月日	処理月日	結 果
議案	平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1	市		長	平成31年	平成31年	原案可決
第50号	号)	111		文	4月23日	4月23日	原条可伏
議案 第51号	宮古島市税条例の一部改正について		11		II.	II	II.
議案 第52号	議決内容の一部変更について		11		11	JJ	"
報告 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島 市税条例等の一部を改正する条例)		11		II.	IJ	承 認
報告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島 市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		"		II	II	IJ

# 開会日(平成31年4月23日)に応招した議員

佐 久	本	洋	介	君	或	仲	昌	二	君
上	地	廣	敏	II	友	利	光	德	IJ
新	里		匠	II	上	里		樹	IJ
平		百 合	香	II	下	地	勇	德	"
仲	里	タカ	子	II	粟	国	恒	広	IJ
島	尻		誠	II	平	良	敏	夫	IJ
平	良	和	彦	II	山	里	雅	彦	IJ
下	地	信	広	II	棚	原	芳	樹	IJ
我 如	古	三	雄	II	砂	Ш	辰	夫	IJ
前	里	光	健	II	濱	元	雅	浩	IJ
狩	俁	政	作	II	眞 榮	城	德	彦	IJ
高	吉	幸	光	II					

# 平成31年

# 第3回宮古島市議会(臨時会)会議録

平成31年4月23日(火) (議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

# 平成31年第3回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成31年4月23日(火)午前10時開会

日程	第	1		会議録署名議員の指名について			
IJ	第	2		会期を定めることについて			
IJ	第	3	議案第51号	宮古島市税条例の一部改正について	(市	長提	出)
IJ	第	4	# 第50号	平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)	(	IJ	)
IJ	第	5	# 第52号	議決内容の一部変更について	(	IJ	)
IJ	第	6	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の	一部	を改	正す
				る条例)	(	IJ	)
IJ	第	7	# 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保	険税	条例	のー
				部を改正する条例)	(	IJ	)

# ◎会議に付した事件

議事日程に同じ

# 平成31年第3回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成31年4月23日(火)午前10時開会

月	日	曜日	種	別	日 程	摘	要
					会議録署名議員の指名		
4月	23日	火	本会	会議	会期の決定		
					議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決		

会期=1日

# 平成31年第3回宮古島市議会臨時会会議録

平成31年4月23日(火)

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(23名)

(閉会=午後2時00分)

議	長(19番)	佐久本 洋 介 君	議 員(11番)	高 吉 幸 光 君
副静	長(17")	上地廣敏"	" (12")	國仲昌二〃
議	員(1 ")	新 里 匠 "	" (13")	友 利 光 德 "
"	(2 ")	平 百合香 #	" (14")	上里樹"
"	(3 ")	仲 里 タカ子 #	" (15")	下地勇德 "
"	(4 ")	島 尻 誠 "	" (16")	粟 国 恒 広 "
"	(5 ")	平良和彦〃	" (18")	平良敏夫 "
"	(6 ")	下地信広 "	" (20")	山 里 雅 彦 "
"	(7 ")	欠 員	" (21")	棚原芳樹″
"	(8 ")	我如古 三 雄 "	" (22")	砂川辰夫 "
"	(9 ")	前 里 光 健 "	" (23")	濱 元 雅 浩 "
"	(10")	狩 俣 政 作 "	" (24")	眞榮城 德 彦 "

# ◎欠席議員(0名)

# ◎説 明 員

市		長	下	地	敏	彦	君	伊	良	部	支 所	長	上	地	成	人	君
副	市	長	長	濱	政	治	"	総兼	. 彩	<b>务</b> 音	部 次 課	長長	渡り	人山		繁	IJ
企	画 政 策 部	長	友	利		克	IJ	企	画	調	整 課	長	上	地	俊	暢	"
総	務 部	長	宮	玉	高	宣	<i>II</i>	財		政	課	長	砂	Ш		朗	"
生	活環境部	長	垣	花	和	彦	<i>II</i>	教		ī	育	長	宮	或		博	"
振 プロ	興 開 コジェクト局	発長	大	嶺	弘	明	IJ	教		育	部	長	下	地	信	男	"
農	林水産部	長	松	原	清	光	IJ										

# ◎議会事務局職員出席者

# 平成31年第3回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成31年4月23日(火)

	平成31年第2回宮古島市議会定例会(3月)で議決した「安全・安心の医療・介
	護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」、「看護師の全国を適用地域とし
	た特定最低賃金の新設を求める意見書」及び「介護従事者の全国を適用地域とした特
	定最低賃金の新設を求める意見書」の計3件については、平成31年3月28日付で
	関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成31年2月分の例
	月出納検査結果報告があった。
3月30日~	「ジェットスタージャパン『下地島―成田線』就航記念に伴う路線搭乗ツアー」に
3 1 目	参加した。
4月 5日	市内ホテルで開催された「下地島空港施設株式会社創立40周年記念式典及び祝賀
	会」に出席した。
4月 7日	与那覇前浜ビーチで開催された「海族まつり・サンゴの楽園未来まで集まれ遊ぼう
	宮古島の海びらき」に出席し、テープカットを行った。
	陸上自衛隊宮古島駐屯地で開催された「陸上自衛隊第15旅団宮古警備隊隊旗授与
	式及び宮古島駐屯地開設記念行事」に出席した。
	J A おきなわ宮古地区本部 2 階大ホールで開催された「宮古島駐屯地開設祝賀会」
	に出席し、挨拶を述べた。
4月 9日	宮古島市立伊良部小中学校(結の橋学園)で挙行された「平成31年度入学式」に
	出席した。
4月12日~	14日開催の「第35回全日本トライアスロン宮古島大会」の開会式や表彰式など
15日	の関係式典に出席した。
	なお、大会当日は完走メダルの授与、表彰式では特別賞の授与を行った。
4月13日	市内ゴルフ場で開催された「第35回全日本トライアスロン宮古島大会協賛社並び
	に関係団体親睦ゴルフ」に上地廣敏副議長が参加した。
4月16日	下地敏彦市長から平成31年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知
	とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
4月19日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日4月23日の1日とす
	るのが適当であると決した。
	また、同委員会では、今臨時会に付議された5件の議案は委員会付託を省略し、処
	理することと決した。
	同じく同委員会では、「改元に伴う議会(定例会、臨時会)の称呼について」も諮
	問したところ、宮古島市議会の定例会は、条例及び規則により1月から12月までの
	1年間に4回招集することが規定されている等の理由により、次期6月定例会を改元

に関係なく「令和元年第4回宮古島市議会定例会」とし、以降は第5回、第6回と続くものと決した。

議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成31年第3回宮古 島市議会臨時会提出議案事前説明がされた。

また、同協議会では、下地敏彦市長から依頼のあった「宮古島市都市計画審議会委員の選任について」は総務財政委員会、文教社会委員会、経済工務委員会からそれぞれ1名を選任することと決した。

同じく同協議会では、ハンセン病市民学会共同代表、知念正勝氏ほかから依頼のあった「第15回ハンセン病市民学会総会交流集会in宮古への後援依頼について」は、後援を了承することと決した。

なお、同協議会では、議会運営委員会において決した事項の報告をした。

# 4月22日

4月19日に開催された全員協議会において、総務財政委員会、文教社会委員会、 経済工務委員会からそれぞれ1名を選任することと決した「宮古島市都市計画審議会 委員の選任について」は、総務財政委員長から前里光健君を、文教社会委員長から下 地信広君を、経済工務委員長から上地廣敏君を選任した旨の報告があった。

この報告を受け、下地敏彦市長へ同審議会委員の選任については、前里光健君、下 地信広君、上地廣敏君の3名を選任した旨の報告をした。

以上

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ただいまから平成31年第3回宮古島市議会臨時会を開会します。

(開会=午前10時00分)

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

# ○事務局長(上地昭人君)

議長の命により諸般の報告をいたします。

4月16日、下地敏彦市長から平成31年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、 今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

4月19日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日4月23日の1日とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、今臨時会に付議された5件の議案は委員会付託を省略し、処理することと決しま した。

同じく同委員会では、改元に伴う議会(定例会、臨時会)の称呼についても諮問したところ、宮古島市議会の定例会は、条例及び規則により1月から12月までの1年間に4回招集することが規定されている等の理由により、次期6月定例会を改元に関係なく令和元年第4回宮古島市議会定例会とし、以降は第5回、第6回と続くものと決しました。

議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成31年第3回宮古島市議会臨時会提出議 案事前説明がされました。

また、同協議会では、下地敏彦市長から依頼のあった宮古島市都市計画審議会委員の選任については総 務財政委員会、文教社会委員会、経済工務委員会からそれぞれ1名を選任することと決しました。

同じく同協議会では、ハンセン病市民学会共同代表、知念正勝氏ほかから依頼のあった第15回ハンセン病市民学会総会交流集会in宮古への後援依頼については、後援を了承することと決しました。

なお、同協議会では、議会運営委員会において決した事項の報告をしました。

4月22日、4月19日に開催された全員協議会において、総務財政委員会、文教社会委員会、経済工務委員会からそれぞれ1名を選任することと決した宮古島市都市計画審議会委員の選任については、総務財政委員長から前里光健君を、文教社会委員長から下地信広君を、経済工務委員長から上地廣敏君を選任した旨の報告がありました。

この報告を受け、下地敏彦市長へ同審議会委員の選任については、前里光健君、下地信広君、上地廣敏 君の3名を選任した旨の報告をしました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

# ◎議長(佐久本洋介君)

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において國仲昌二君及び濱元雅浩君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日4月23日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日4月23日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第51号から日程第7、報告第4号までの計5件を一括議題とし、提案者から提案 理由の説明を求めます。

#### ◎市長(下地敏彦君)

平成31年第3回宮古島市議会臨時会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、条例議案1件、議決議案1件、報告2件の合計5件であります。

最初に、予算議案からご説明申し上げます。議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)。今回の補正は2億3,692万8,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ406億7,192万8,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第51号、宮古島市税条例の一部改正について。地方 税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)中、平成31年6月1日に施行される改正箇所につい て、宮古島市税条例についても同様に改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第52号、議決内容の一部変更について。宮古島市総合庁舎建設工事(建築1工区)の設計変更に伴い、契約金額を変更するには宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

# ◎議長(佐久本洋介君)

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎國仲昌二君

それでは、質疑をさせていただきます。

私は全員協議会で、議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)と、それから議案第52号、議決内容の一部変更について、これなぜ臨時会じゃないといけないのかという確認をしたんですけれども、中身についての説明をしてくれませんでした。その翌日のマスコミの報道によると、マスコミにはいろいろ説明しているようですけれども、私どもには、全員協議会ではなかったということです。聞くところによりますと、多くの議員の皆さんには、特に議案第52号、議決内容の一部変更についてについて、資料も配付して、担当職員からも説明したようですけれども、私どもには全くそれはありません。そこで、今回の臨時会での審議をするに当たりまして、議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)で提案している中身をなぜ今回の臨時会かというのを確認したいということで遠隔教育システム導入実証研究事業委託金、それから沖縄振興特別推進市町村交付金、これの交付決定通知書というんですか、なぜ臨時会かという確認できる資料、それから議案第52号、議決内容の一部変更について、多くの議員の皆さんに説明したという資料、その2つの資料の提出を求めたいんですけども、よろしくお願いします。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩=午前10時11分)

再開します。

(再開=午前10時17分)

今國仲昌二君が資料を求めていますけど、資料の準備に時間がかかるようですので、準備ができ次第國 仲昌二君の質疑は行いたいと思います。

そのほかの方で質疑があれば、発言を許します。

#### ◎前里光健君

議案第52号、議決内容の一部変更についての総合庁舎建設に当たっての、これは建築1工区、建築2工区の電気、また機械設備工事の件なんですが、こちら前は入札不調ということでいろいろ流れがあったと思います。この経緯をもう一度ご説明いただきたい、この臨時会までの経緯をご説明いただけますか。

#### ◎振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

臨時会までにおける経緯でございます。総合庁舎建設に当たりましては、建築1工区、それから同2工区及び電気機械設備工事を平成31年1月22日に発注し、入札を2月15日に行いましたが、建築工事は落札したものの、電気機械設備工事が指名業者全社辞退によりまして入札不成立となりました。これを受けまして、2月26日に再度指名通知を行い、入札を3月22日に予定していましたが、再度指名業者全社が辞退したため、再入札も不成立となりました。このため、宮古島市建設工事設計変更要領第5条第3項に基づき設計変更を行い、電気機械設備工事を建築第1工区に追加し、変更契約を行い、本臨時会への提案となっております。

#### ◎前里光健君

これは随意契約となっていますが、JVはなぜ考えなかったのかという点と、あとはまたその前に不成

立になった理由、この入札に当たって不成立した業者がなぜ辞退をしたいのかという経緯、そちらと今申 し上げたJVでなぜ考えなかったのか。それは今まで随意契約でやっていますけれども、その2点を。

(議員の声あり)

#### ◎前里光健君

それで、また今なぜ臨時会かということでありますけれども、今説明いただいたので、この2点をお願いします。

#### ◎振興開発プロジェクト局長(大嶺弘明君)

まず、全社が入札辞退しておりますが、その主な理由でございますけども、技術者の確保が困難である こと、それから作業員の確保が困難である、それから手持ち工事が多く、さらに工事を実施することが困 難な状況にあるということが主な入札辞退の理由でございます。

それから、JVをなぜ組まなかったかということでございますけども、第1回目の入札におきましては、JVで発注はいたしております。

# ◎前里光健君

 ${\sf J}$   ${\sf V}$  についてなんですけど、 ${\sf J}$   ${\sf V}$  で入札やったけど、これは断念した、できなかったという点の、これ 2 回目はなぜかという点が 1 点。

あと建築1工区、建築2工区のものを建築1工区にまとめるということだと思うんですけども、なぜそれがまとめることができるのか、建築1工区、建築2工区、この理由をご説明ください。

# ◎振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

1回目は、島内業者のAクラスをJVで指名したところ、全社入札辞退の不成立でございました。このため、2回目は沖縄本島の大手企業並びに本土の大手企業で沖縄本島に支店、営業所を置いている企業をJVでなくて単独で指名しましたが、その際も全社が入札辞退届を出しまして入札は成立いたしませんでした。

もう一つは、市としましては今後も落札の見込みがないことに加えまして、これ以上再度入札を試みることは期間及び労力など総合的に考えて得策ではないと考えまして、宮古島市建設工事設計変更要領に基づいて設計変更を行い、変更契約を締結することといたしました。随意契約できる理由でございますけれども、随意契約に関しましては地方自治法第234条第2項に規定されておりまして、本案件は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の「競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき」に基づき、随意契約を行うことが可能ということになっております。

(「済みません、休憩をお願いします」の声あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩=午前10時24分)

再開します。

(再開=午前10時25分)

#### ◎副市長(長濱政治君)

建築1工区、建築2工区というのは建設工事なんです。だから、これは落ちました。だから、落ちてい

ないのが電気機械設備工事なんです。だから、建築1工区、建築2工区を1つにするということではありません。だから、落ちなかった電気機械設備工事を建築1工区、これ66億円ぐらいありますけども、そこに一緒にして、そこの設計変更をして、ふやして電気機械設備工事の分も建築1工区の中に織り込んで、設計変更しまして、そこで契約すると。要するに設計変更した上で、建築1工区、建築2工区は別の話ですから、今。建設工事で建築1工区は66億円、それから建築2工区は8億円余り、それはもう成立しているんです。問題は電気機械設備工事、これが落ちなかったので、その分をどうにかして発注しないといけないということになって、それで建築1工区の中に設計変更で盛り込んだということです。

それと、予算は電気機械設備工事の中で入札したわけですから、もともと金額をそのまま設計変更の中に持っていったということで、当然当初から予定されていた金額の範囲内ということでございます。

#### ◎振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

ただいまの副市長の答弁について補足説明したいと思います。

なぜ建築1工区を変更契約して、それを追加工事としてやるかということです。建築2工区ではなくて、なぜ建築1工区かということについてお答えいたします。本建設工事における契約額は建築1工区が66億2,688万円、建築2工区は8億1,226万8,000円であります。建設業法及び国土交通省の建設業許可事務ガイドラインなどの、この中で附帯工事というのが要件が示されているんですが、この附帯工事というものは建設工事の工事価格を下回ることが要件でありますので、建築第2工区は電気機械設備工事が20億円余でございますので、建築第1工区の工事価格がこれを下回っておりますので、建築2工区とは変更契約できないので、建築1工区との変更契約となります。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

國仲昌二君が求めていた資料準備ができたということですので、資料配付のため、休憩します。

(休憩=午前10時29分)

再開します。

(再開=午前10時31分)

# ◎國仲昌二君

今資料をお配りいただきまして、ありがとうございます。いろいろ事前になぜ要求しなかったかというお話もありますけれども、私はできれば全員協議会の説明の場に何らかの説明資料、そういうのは提出して、例えば今回は特に臨時会ですから、なぜ臨時会じゃないと提案できないのかというようなことも含めて説明できるように資料の提出をお願いしたいと思います。

それで、資料の中身をよく見る時間はないんですけれども、1つはまずは補正予算で今通知が来ております。沖縄振興特別推進市町村交付金と遠隔教育システム導入実証研究事業委託金が平成31年4月1日と平成31年3月29日ということですけれども、これはなぜ6月定例会ではなくて臨時会じゃないとだめなのかという部分です。これは前も私臨時会の説明しましたけども、臨時会というのは今回議運でも確認されているように委員会もない、それから一般質問もないということで、臨時会に提案されるのは非常に限られていると思うのです。ですから、その辺もなぜかというのをちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

それから、同じく議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)で沖縄振興特別推進市

町村交付金、これ予算書の10ページを見たら内訳が出ているんですけども、これもそれぞれなぜ臨時会じゃないとだめなのかという部分を説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく議案第52号、議決内容の一部変更について、これも先ほどは電気機械設備工事の入札が不調だということで、それを建築1工区に組み込むということでの今回の提案となっていますけれども、これもなぜ臨時会じゃないといけないのか。特にこれは中身がかなり高く、20億2,900万円余の随意契約となっていまして、こういったものはしっかり委員会でも審査して、それから一般質問もやってというふうに議会で議論するのがよろしいかなと思うので、なぜ臨時会なのかという部分の説明をお願いします。

# ◎企画政策部長(友利 克君)

今回、今臨時会におきまして議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)で一括交付金関連の補正予算を計上、上程しているところでございます。

なぜ臨時会かというお尋ねでございますけれども、この通知書にありますように、平成31年4月1日にいわゆる増額分の交付決定の通知が届いております。これを6月定例会まで待つとなりますと、いよいよ執行まで3カ月という長期の期間を費やしてしまう、逃してしまうということもありまして、いわゆる交付額の決定を受けた後は速やかに予算措置をして執行の期間を余裕を持つというのが定石かというふうに考えております。したがいまして、今臨時会において補正予算を上程し、議決をいただいた後は、速やかに工事等を施工するということで今回上程をしているところでございます。

#### ◎副市長(長濱政治君)

議案第52号、議決内容の一部変更についてのなぜ今臨時会かと、6月定例会ではないのかということでございます。建築1工区と建築2工区の工事は、3月定例会の本議会議決で工期は平成31年3月29日から平成32年10月30日までの期間となっております。これ20カ月ほどあります。つまり4月、5月、6月、3カ月間も待って6月定例会で審議していただくということになりますと3カ月のロスが出ます。その場合、電気機械設備工事の受注者が決定しないで、そのまま工事が進むことになりますと、一旦建築工事をとめないといけません。電気機械設備工事着手を待つための期間が生じます。その分工事期間が延長することになり、業者はその間、職員を確保しなければなりません。つまり契約した以上は技術者をそのまま確保するのです。その間の、それからいろんな準備期間があります。いろんなリースとかもあります。そういったものの費用も全部出てくるんです。そうしますと、それは受注者側の責任ではなくて発注者側の責任でとめることになります。そういたしますと、その損失分については業者側のほうから発注者のほうに請求が来ると、そういうことではいけないでしょうと。そして、できるだけ早目に工事を施工するためにも、このような臨時会でお願いしたいというところでございます。

#### ◎教育部長(下地信男君)

遠隔教育システム導入実証研究事業委託金、これは議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算 (第1号)の内容になっておりますけれども、なぜ今回の臨時会かということでございまして、議席のほうに文部科学省からの本事業実施の委託の決定通知書をお届けしてありますけれども、本事業は新年度平成31年度予算編成後に国のほうから公募がございました。それを受けまして、締め切りが平成31年2月26日だったということでございまして、2月25日に事業申請を行っております。その後に3月29日に県からの委託決定の通知書をいただいております。この事業は実証事業として、各学校において遠隔教育システム

を活用した事業の実践を行ってまいります。それを研究した成果を検証して、システムの効果的な活用方法、それから遠隔教育の効果的測定等を国に報告するということになっておりまして、この報告を受けて国は全国の事業実践モデルを構築していくという事業でございます。ですから、6月定例会の補正となりますと、7月執行、夏休み、具体的には9月からとなりますので、市における学校での実証期間がかなり短くなってまいります。したがって、急ぐ必要があったということが1つ。

この中に、市内 4 校を指定して実践していきますけども、伊良部島中学校と市貝町のサシバ交流も想定しておりまして、5 月の下旬に国際サシバサミットという催しがあります。この催しも初めての取り組みになりますけども、宮古島市からも宮古野鳥の会が参加して報告することになっておりますので、その部分も伊良部島中学校とつなぐということで、かなり効果的な実証ができるということでそういうふうなことでございます。

#### ◎國仲昌二君

まず、議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)の件ですけども、通知が平成31年4月1日で今回臨時会でということですけども、これ伊良部大橋の部分、それから電子黒板、当初予算でもついているんですよね。今回も出て、これ4月1日に沖縄振興特別推進市町村交付金の額の決定通知が来ているんですけど、当初の見積もりと、それから今回の臨時会に出したというのはどういう流れなんですか、それを一つまたお願いします。

それから、総合庁舎についてはいろいろ説明があって、どうしても早目にということなんですけども、 ちょっと私も資料を具体的にゆっくり見ていないので、これ以上はできないんですけども、これまでも大型工事というのはほとんど臨時会でやっているんですよね、契約の議決。これも20億2,900万円余という多額の臨時会で出てくるということ自体が私は非常に議会に対しての丁寧さが欠けるというふうに思っています。ただ、これはもう後でまた話しますけども、じゃ今の沖縄振興特別推進市町村交付金ですか、当初予算との関連をお願いします。

#### ◎企画政策部長(友利 克君)

沖縄振興特別推進市町村交付金の交付決定の流れといいますか、まず平成31年1月30日付をもちまして 基本枠の配分額が6億5,300万円という決定通知が届いております。当初この6億5,300万円の中に伊良部 の施設も入っておりました。あわせてこの伊良部の施設については特別枠での申請も行っておりました。

ただ、特別枠の決定といいますのは、基本枠に比べますと後日ということになります。そのため、当初予算を計上する予算編成をする段階においては、特別枠の決定というものはまだされておりませんでした。 県、それから国、内閣府と特別枠の調整を進める中で、伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設についても特別枠での事業採択が可能というようなことを2月中旬の段階ではわかっておりましたけれども、まだ交付の決定はその時点ではされておりませんでしたので、今回この平成31年4月1日の交付決定通知を受け、伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設につきましては特別枠を活用する。そして、その分基本枠分について余裕ができますので、その基本枠の余裕分でもって電子黒板の事業を増額追加する、そして宮古島市海業センター整備事業、そして来間東航路標識灯設置事業を新たに今年度の一括交付金事業に追加、盛り込んだところでございます。

# ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに質疑はありませんか。

#### ◎友利光德君

議案第52号、議決内容の一部変更についてについて質疑をしますけれども、まず提案理由の設計変更というのは、私の考えではこの資料を見た場合に、後で出してもらった3枚目にある資料からすると、設計変更ではなくて工種追加のほうが正しいのかなと私は思うのだけれども、ということは建築1工区の建築工事の打ち合わせに入っていない工種が出ているのです。内訳見ていないんだけども、多分建築工事は仮設とか土木とか型枠とかというのがあるんじゃないかなと思うんだけども、提案理由の設計変更の理由について、まず1つお尋ねをします。

それと、電気機械設備工事の随意契約というふうな質疑をしているのだけれども、これ株式会社大米建設は電気工事、機械器具設置工事の許可はもちろん保有していると思うんだけども、国土交通大臣の許可なのか、また県知事許可なのか、その辺と。

もう一点は、本市における随意契約の額、いわゆる市の条例で随意契約は幾らまでという額が規定されていると思うんだけども、今回20億円余りというのはそれに適合をしているのか。

もう一つは……これ一応聞いてから、また次に、説明をお願いします。

#### ○振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

議案第52号、議決内容の一部変更についてが一部変更ではなくて追加工事となるんじゃないかということです。これは建設業法第4条において、「建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる」とありまして、附帯工事の要件があるんですが、この第4条に基づいて原則として主たる建設工事の工事価格を下回ることが附帯工事と認められるということでありますので、この附帯工事に基づいて追加工事としたということであります。

(「違う、説明が違う」の声あり)

#### ○振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

じゃ、まず次お答えした後でお答えいたします。

次に、株式会社大米建設の許可はあるかということですけど、電気ですね。

(「電気、機械」の声あり)

#### ◎振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

株式会社大米建設は、電気工事、機械器具設置工事は県知事からは許可をとってございませんけれども、建設業法の第4条においては、「建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる」というふうになってございます。附帯工事の要件が国土交通省の建設業許可事務ガイドラインがありますけれども、3つの要件がありまして、1つ目が「主たる工事に付随して行われる一連・一体の工事である」、それから2つ目が「注文者の利便や工事の慣行等の観点から一連・一体の工事施工が必要又は相当である」、それから3つ目が「原則として主たる建設工事の工事価格を下回る」ことが附帯工事と認められる要件となりますので、以上の3つの要件を満たすことによりまして、建設業許可を受けていない工種についても附帯工事として契約ができるというふうになってございます。

それから、随意契約の額に限度があるかということでございますけども、今回の随意契約は地方自治法 施行令に基づいてやっておりまして、特にその限度額というのは明示はございません。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

# ◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩=午前10時51分)

再開します。

(再開=午前10時52分)

#### ◎総務部長(宮国高宣君)

宮古島市建設工事設計変更要領というのがございます。その中の第3条で用語の定義というのがございます。まず、1点目に、設計変更、これは何をいうかというと、宮古島市建設工事請負契約書第18条及び第19条の規定により、契約の目的は変更しない範囲内において設計図書の一部を変更することを申します。2点目に、変更契約というのがございます。その用語の定義です。設計変更に伴う請負代金額、または工期の変更の決定に基づき、契約の更新を行うものを変更契約と申します。

今言っております追加工事でございます。工事区間内で新たに工種を追加して施工すること及び工事区間外に延長して工事を追加することをいうと。まさに友利光徳議員が言っているように追加工事という形の用語の定義でございまして、それを一概に別途追加という話じゃなくて、宮古島市建設工事設計変更要領に基づいての追加工事という用語の定義になっておりますので、その辺はご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

#### ◎友利光德君

先ほど振興開発プロジェクト局長のほうから説明いただきましたけれども、株式会社大米建設は機械と電気は許可業者ではないというふうに理解しておりますけれども、説明からすると。ということは、建設業法第22条の一括下請負の禁止に違反して、要するに実績がないわけだから、そういうふうな工事の施工に当たるのかなと思うんだけども、先ほど辞退をした業者が技術者がいない、作業者がいない、手持ち工事があるから無理だということで辞退したというふうな答弁をしているんだけれども、建設業法第22条の一括下請負の禁止に該当はするのかしないのか。

#### ◎副市長(長濱政治君)

一概に丸投げという話でいいのかどうかよくわからないんですけども、これは通常、大きな工事をやる場合にはそれの工種に合った専門家、大もとが1つあって、そこの中に下請で入ってくる専門家の業者たちがたくさんあります。これはごみ焼却施設の中でもそうです。株式会社川崎技研が全部持っているかというと、そうでもない。そういうふうな形で下請の中に入ってきて、そこでやってもらって、最終的に大もとがまとめるというふうな形をとってまいりますので、必ずしもおっしゃっているような全部丸投げとかというふうな感じのものではないというふうに理解しております。

# ◎友利光德君

わかるような、わからないような説明ですけど、ということは要するに電気機械設備工事を施工する株式会社大米建設は、知事許可もしくは国土交通大臣の許可がないということは、現場代理人の技術者もい

ないし、主任技術者もいないというふうに理解してよろしいですか。

### ◎振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

これまで入札を辞退した業者というのは、技術者不足、それから作業員不足などが要因でありました。 しかし、株式会社大米建設は県内の特Aクラスの企業でありまして、技術者を多数雇用しております。そ のような企業が元請になることで、施工体制が一元化されることから、建築工事だけではなく、電気工事、 機械器具設置工事の工種にそれぞれ専任の管理技術者を配置する必要もなくなることから、そのため各工 種の主任技術者を配置することで工事を進めることが可能になりますので、現場の施工範囲の調整などが スムーズにいくこととなります。

(「議長、休憩してください」の声あり)

# ◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩=午前10時59分)

再開します。

(再開=午前11時01分)

# ◎振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

技術者を何人確保しているかということですね、有資格者。管の場合は1名おりますが、電気の場合はいない状況でございます。しかし、これらがなくても建設業法によりまして、工事のほうはスムーズにできるという状況でございます。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに質疑はありませんか。

# ◎眞榮城德彦君

議案第52号、議決内容の一部変更についての設計変更については、副市長の答弁で大体理解をしておりますけども、問題は電気機械設備工事の1回目、2回目の入札不調で契約できなかったということで、今回の株式会社大米建設との20億円以上の随意契約となっているんですけども、1回目も2回目も業者がいなくて不調に終わったものに対して、株式会社大米建設はどのように責任をとってこの工事を履行するということを言っているのか、その担保はとれているのか。

もう一つ、宮古島市でも沖縄本島あるいは本土の企業でもこれを受ける企業はいなかったということで、 株式会社大米建設は一体どこからこの企業を探してくるのか、その辺もし株式会社大米建設から内々に話 があるんでしたら教えてほしいと思います。

もう一つ、一括交付金事業の特別枠の件なんですけども、毎年毎年一括交付金事業というのは内閣府の 予算がどんどん、どんどん削られていっているというふうに私は印象を持っているんですけども、沖縄県 と内閣府の関係もあるでしょうけども、一括交付金事業のお金というのは地方自治体にとっては非常に大 事な原資だと思うんです。これがどんどん、どんどん減らされていく、この流れについては、我々は相当 危機感を持たなくてはいけないと思うし、今特別枠と企画政策部長はおっしゃいましたけども、これで特 別枠はもうおしまいですか。それと全体として一括交付金事業の総額というのは、なおこれで決定なんで すか、10億8、636万6、000円という。これふえるという可能性もありますか、この辺をお聞きしたいと思い ます。

#### ◎副市長(長濱政治君)

電気機械設備工事が不調ということで、大きな建築1工区をとられた株式会社大米建設も非常に困って おりました。私どもも入札が2回も不調になってしまって、どうするのだということで、まず株式会社大 米建設と設計変更の協議をやりまして、株式会社大米建設も積算をいたしまして、この額でいけるということ。それと、本土の大手と話をしたというふうに聞いております。その中で、設計変更の協議をやって、その額でいけるというふうなところまで引っ張ってきて、ようやく工事が開始できるというふうなところまで来たというところでございます。

# ◎企画政策部長(友利 克君)

一括交付金の減額については、大変危機感を持っているところでございます。当初は10億円を超える配分がございました。これがことし今年度に至っては6億5,300万円というふうに縮小されていると、4億円ほど減少しているという状況で大変危機感を持っている状況ではございます。そういうこともありまして、特別枠の確保というものに力を入れているところでございます。今回1億9,548万4,000円の一括交付金ベースで増額が認められました。今後も基本枠をしっかり確保しながら、またあわせて特別枠の確保に取り組んでいくということが今後は強く求められております。

今年度において特別枠の増額があるかということでございますけれども、基本的にはこの平成31年4月1日の決定をもって、全県的な一括交付金の額と施工の事業というものは確定をしておるところでございます。今後年度内に考えられるのは、いわゆる事業の入札等の執行残というものが生じてきます。そういったものを全県的に集めて、これをまた市町村に活用するかしないかというようなことを市町村に図るというふうになりますので、そういう通知等があれば、ぜひまた一括交付金の増額に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

#### ◎眞榮城德彦君

いずれにしても、一括交付金事業というのはこれ以上多くは望めないと、本年度はという理解でよろしいですか。新規事業、例えば各自治体が、沖縄県内の自治体がこういった事業をしたいと、その事業に関しては一括交付金をぜひ活用させていただきたいと申請をたくさんやっていると思うんですけども、それにもかかわらず、一括交付金事業というのはどんどん、どんどん縮小していくと。市長がどんなに頑張って営業して要請しても、無理は無理と、ない袖は振れないということだと思うんですけども、でも一括交付金事業が始まったときに、非常に地方自治体、特に離島の自治体は大いに喜んで、これでいろんな事業ができると。宮古島市でも重立った事業としてはJTAドーム宮古島があるし、あれだけの大型事業も一括交付金で賄うことができたということで、地方の自治体にとっては一括交付金事業というのは非常に大きいんです。だから、ほかの自治体とのとり合いみたいな形になるんですけども、予算を。宮古島市としてもどんどん、どんどん縮小していくから仕方ないだけにとどまらずに、新たに新規事業を芽出しをして、ここに強力にプッシュして、何とか少なくとも予算を獲得していくということが今一番求められているんじゃないかなと思っていますので、可能性がある限りは、そういった姿勢を崩さないように要望しておきたいと思います。

議案第52号、議決内容の一部変更についての件なんですけど、副市長、一番心配しているのは、このよ

うな社会状況の中で、今建設工事が非常にラッシュで、いろんな確保が難しいというときに、株式会社大 米建設が電気機械設備工事は大丈夫ですと、随意契約で我々が責任持ちますと、これを決然と言ってくれ たのか、それとも嫌々ながら、あるいは不安を持ちながら、仕方ないからやりましょうという契約なのか。 それと、もう一つは、株式会社大米建設としては責任会社として何としてでも本土からでもどこからで も事業者を探して連れてくるという自信があるのか、その辺はどういうふうに話し合いを何回も持たれた んですか、その辺の台所事情を少しお聞かせ願いたいと思うんですけども。

#### ◎副市長(長濱政治君)

株式会社大米建設も建築1工区をとって、電気機械設備工事の入札が不調であるということについては 相当困っていらっしゃいました。それで、入札が2回目もだめで、これでもう建築1工区の中に電気機械 設備工事は設計変更で協議書を交わしていますけれども、その際には何としてでもという感じです。協議 書を出す時点では、もう何としてでもというふうな感じだったというふうに思っております。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに質疑はありませんか。

#### ◎上地廣敏君

1点だけお願いをいたします。

議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)ですけれども、沖縄振興特別推進費で来間東航路標識灯設置事業4,583万3,000円の予算措置がされておりますけれども、この事業内容の説明を求めたいと思います。

#### ○農林水産部長(松原清光君)

来間東航路標識灯設置事業は、来間大橋の下を抜ける水路に標識灯を設置する事業であります。来間東の水路は、パヤオへ向かう重要なルートになっていますが、水路の幅が狭く、岩礁も多いため、座礁のリスクが高いと標識灯設置が要望されておりました。そのため、航海の安全を確保するために、本事業により標識灯3基を設置する予定をしております。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに質疑はありませんか。

# ◎山里雅彦君

この議案第52号、議決内容の一部変更についてについて1点だけ確認したいと思いますが、先ほどから 増額変更の20億円余りの質疑がありますが、この工期が平成31年3月29日から平成32年10月30日とあるんですが、建築1工区の66億円余りと足して工期の変更は当初から少しゆったりした形でいいのかなという ふうに思っておりますが、総合庁舎の開庁に合わせたほうが。相手側はどのような考えでいるのかどうか、その辺少し説明してもらえますか。工期は大丈夫かということであるのかどうかも含めて。

# ◎副市長(長濱政治君)

工期につきましては、現時点では変えないと、その工期内で頑張っていただくということを申し上げております。厳しい中ではありますけれども、ぜひ頑張っていただきたいというふうに申し上げているところです。

# ◎山里雅彦君

当然工期は守るにこしたことはありませんが、令和3年4月1日からですか、我々の総合庁舎のオープンは。予定ですよね。そういった意味では、この10月30日ということで工期の設定がされておりますが、この辺は結の橋学園の建設等も含めて、今の宮古島市の状況ではある程度工期のゆとりを持ってやらないと、いろんな諸課題がありますので、その辺は柔軟に業者の株式会社大米建設ともちょっと調整してもらってやる必要があるんじゃないかと思いますが、その辺1つだけお願いします。

# ◎副市長(長濱政治君)

施工していく中で、どういうことが出てくるのかというのはちょっとまだ予測はできません。現時点では、本来ですと4月からすぐ本当は工事に入りたかったというところが本当のところではあるんですけども、それが結局入札が不調ということで、今回の臨時会までに何とか引っ張ってまいりましたけれども、やっぱり一応完成した後も検査とか何かというのは結構たくさんございます。その辺のところも一応考えて、現時点ではこの工期でしっかりと、もちろんどういった施工がされてくるのか、よくわからない部分もありますので、その辺は柔軟には考えたいと思います。

# ◎山里雅彦君

工事はやっぱり総合庁舎、建物だけではなく外構とかいろんなものがありますので、そういった意味では早目の建設、竣工がいいのかなと思いますので、そういう意味ではそういうところも含めて、より調整して対応していただきたいと思っております。答弁は要りません。

#### ◎仲里タカ子君

じゃ、私も何点か質疑をしたいと思います。

議案第52号、議決内容の一部変更についての今の総合庁舎建設の設計変更ですけれども、今いろんな質 疑が出まして、株式会社大米建設は技術者が確保できていないのではないかとか、それから市がお願いし たのか、株式会社大米建設が困って市にお願いしたのかということで、それは答弁をお聞きしますと、20億 円余の契約について入札が落ちない、お互いに工事が始められなくて困っている株式会社大米建設と、そ れから工期を守って早く工事を進めたいという宮古島市が協議の結果、これを設計変更という形で20億円 余の随意契約にしたということで、これはいただいた資料を見ますと、請負比率0.9997264なので、もうど うしても早く進めたいというのがお互いの随意契約の理由だなというふうに私には伝われるんですけど も、例えば今みたいに入札をしても作業員がいない、それから手持ちの工事はいっぱいある、なかなか入 札できないという中で、株式会社大米建設はどこかわからないけども、本土の大手の企業のどなたかをと にかく連れてきて、これまでは自分たちが受ける予定のなかった電気機械設備工事を受けていくというこ となんです。これは工事を進めていく中で、これまでも例えば結の橋学園でも作業員が確保できなくて増 額をしたとか、いろんな理由で途中で、工事がもうこの金額で進められないから増額をしなくては、とて も手に負えないみたいなことの補正が何回かありましたけれども、この契約についても年度途中、今山里 雅彦議員がおっしゃっている少なくとも今月から始めたかった、平成32年10月30日までの間に完成させた いという、この工事の間で補正が行われていくという可能性も考えておられるかどうか、ちょっとお聞き します。

#### ◎副市長(長濱政治君)

契約いたしましたら、その契約の範囲内で完成させるというのが大前提でございまして、増額とかとい

うふうな話を今この場でやることはないと思います。もちろん工事を進めていく中でどういったことが起こってくるかよくわからない部分がありますので、その場合にはまたもう一度言われる増額という話もないということは今はっきりとは申し上げられません。少なくとも契約した額でやっていただくというのが大前提でございます。

#### ◎仲里タカ子君

そうすると、庁舎建設に関しては当初の計画よりもかなり建設費が高くなっているという認識ですけど も、これがさらに増額する可能性も否定できないということですね。

あと2つお伺いします。伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業ですけれども、観光拠点施設整備事業の内容について教えてくださいというのともう一つ、来間東航路標識灯設置事業は聞いていただいているので、もう一つ、宮古島市海業センター整備事業についても事業の内容をちょっとお願いします。

#### ◎農林水産部長(松原清光君)

宮古島市海業センター整備事業についてであります。それについては、モズクやシャコガイなどの種苗 供給、養殖業支援体制を向上させることを目的に、取水施設、水槽並びに研修施設を整備するものであり ます。本事業は、平成24年度から事業を開始しておりまして、現在海上部分からの取水管布設工事を前年 度からの繰越事業で進めているところであります。今回の補正予算において、取水施設のポンプ等設置工 事並びにモズク、シャコガイ等の水槽設置工事を予定しているところであります。

#### ◎伊良部支所長(上地成人君)

伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設は鉄筋コンクリート2階建てでございまして、面積が約546平方メートル、坪数にしますと165坪になります。1階部分が主に特産品、特産物の販売ブースとなっております。2階部分がレストランということでございます。イメージとしまして、公設市場のイメージということです。

# ◎総務部長(宮国高宣君)

仲里タカ子議員にちょっと補足説明をしたいと思います。

先ほどから随意契約という言葉が出ておりますけど、議案書の5ページに工事請負変更仮契約書ということでうたっております。その下に平成31年3月28日に契約締結した次の工事について、設計変更協議書により契約事項を次のとおり変更するということでございますので、随意契約じゃなくて設計変更に伴う変更契約という形でございますので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

#### ◎仲里タカ子君

総務部長、設計変更に伴う変更契約でしたね。入札しないで設計変更にくっつけたから随意契約でいいのかなと思っていました。失礼しました。

あと宮古島市海業センター整備事業ですけども、今の説明では水槽設置工事のところまで。でも、計画では研修施設の計画もあるけれども、そうすると、これは次年度以降にさらに海業センターについては引き続き予算をつけて、さらに事業を進めていく予定ということになっていますかということが1点と。

それから、伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設ですけども、これは建物をつくって、公設市場のイメージで、下は特産品の販売ブースで上はレストラン、これは市がこの建物をつくって、中の事業を行うに当たっては、これは何か事業者を募集して入居してもらって、市に家賃を払っていただくような形で運営をしていくというふうな予定ですか、この1点をお聞きします。

それと、もう一つ、これも答えていただけないかもしれないんですけど、当初予算の審議のときに400億円を超えるかなりの予算が膨らんでいる。これは財政規律できちんとやっていく予定ですというふうに答弁をいただいていると思うんですけども、今度さらにまた起債もして、借金もふえるわけです。それから、3,320万円の市債と374万3,000円の基金繰入金、財政調整基金の取り崩しというのがあるわけですけれども、今後市の庁舎もそうなんですけども、こういうふうに事業がちょっとずつ膨らむと、財政規律としては大丈夫、頑張っていますよということがありましたら、それを財政担当のほうからお聞きしたいと思います。

#### ◎総務部長(宮国高宣君)

平成31年度の当初予算が404億3,500万円、今回の補正が2億3,692万8,000円と、補正後の予算額が406億7,192万8,000円という形でなっておりまして、その辺も6月、9月、12月、また3月、そういう形で補正という形が出てきます。これはもちろん毎年のことでございます。財政課としてもそういった形は危惧しておりますけれども、十分この辺は精査をして、予算計上については行っていきたいと思っておりますので、今のところそういった指数を計算しながら、そういった形にならないように鋭意努めているところでございますので、今は健全な財政運営をしていると考えております。

#### ○農林水産部長(松原清光君)

宮古島市海業センターの研修施設の件で質疑がありました。一般会計補正予算書の10ページの15目沖縄振興特別推進費の13節委託料に213万8,000円の委託料を計上しております。それについては、研修施設の設計料を今年度予定しておりまして、次年度、来年度工事の施工をしたいというふうに考えております。

#### ◎伊良部支所長(上地成人君)

伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設の管理運営につきましてですが、施設の管理運営につきましては、指 定管理者制度を活用したいと考えております。その募集につきましては公募をいたします。

(「休憩でもうちょっと聞いていいですか」の声あり)

# ◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩=午前11時31分)

再開します。

(再開=午前11時31分)

ほかに質疑はありませんか。

# ◎島尻 誠君

私も一、二点、ちょっと確認しながら質疑したいと思います。

皆さん取り上げている議案第52号、議決内容の一部変更について、20億円余の変更契約ですけども、株式会社大米建設が受注される電気機械設備工事一式なんですが、先ほど真榮城德彦議員から受注後も本土からいろいろその業者を探すのに大変じゃないかというふうな話も出ていましたけれども、工期が平成32年10月30日、ちょっと確認したいのは指名競争入札をやっていて不落、今までは一般競争入札はできない旨の、地元に還元するような入札を目指すというふうな、前回も副市長の答弁はあったと思うのです。今回は本土の企業にもちょっと模索したんであれば、やはり一般競争入札、ちょっとその辺の考えはなか

ったのかなというふうに自分的には思うんです。視野が広がる、要するに地元でもこういうふうな社会情勢の中でなかなか下請業者が探せない、民間でも。ましてや公共事業となると、ある程度資格を持っていないと参入できないという条件がございます。特に大型、60億円、80億円を超える事業になりますと、電気機械設備工事もおのずとこの現場には四、五名の有資格者が必要となってくると思うんです。まず、条件などが整わないと、やっぱり工事も進んでいかないと思うんです、並行して建築工事も。その辺をちょっと具体的に教えてください。わかる範囲で。

(「休憩してください」の声あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩=午前11時33分)

再開します。

(再開=午前11時34分)

### ◎副市長(長濱政治君)

市の方針といたしまして、地域の振興、それから地域の業者の育成という意味を含めまして指名競争入札というものをやっております。一般競争入札ということは、これはもう人手もかかる話なんです。簡単にその制度に移行できるというわけでもありません。それは相当の準備をしないと、これできないものなんです。ですから、今回の沖縄本島の大手の業者、それから本土の業者というふうなものは、結局市のほうに入札参加願を出して、そこで全部チェックされている業者の皆さんなんです。だから、その大手の方々の、沖縄本島の業者の皆さん、これは全部宮古島市建設工事入札参加資格審査申請書という書類を出すんです。書類を全部チェックして、その中で、ああ、ここは大丈夫だねというふうなものを登録してある名簿があるんです。その名簿の中から特に上位から全部選んで、そこをお願いしたということなんです。ですから、必ずしも一般競争入札、一般競争入札ということでは多分なくても、十分この中でいけるというふうには考えておりました。しかしながら、残念ながらみんな辞退したというところがちょっと誤算ではありました。だから、一般競争入札の移行というふうなものは、実際に本当にそれで市の企業の皆さん方が潤うのか、潤わないのか、そして本当にこれでいいのかということは相当議論しないとできないと思います。それで、人手もかかる話なんです。書類も全部チェックしないといけない。そういうふうなところを考えますと、今のところ指名競争入札のほうがまだ宮古島市には合っているというふうに考えております。

# ◎島尻 誠君

副市長、その見解もありますけども、やはり地元に還元できる一番のメリットが失われるというのは、 もちろんゆゆしき事態だとは思うんだけども、やはり工事が工期も始まって、要するに地元の社会情勢の 中で業者が探せない。じゃ、株式会社大米建設は本土からも探しましょうとなった場合に、お金はどこに 落ちるんですか、本土ですよね。だから、その辺を言っているんです。どっちみち本土からも業者を集め るんでしたら、一般競争入札、そのほうが無難だったんじゃないかなと私は思うんです。

ただ、急いで総合庁舎、我々も思っていたんですけど、財政面でも。総務部長は基金も繰り入れながら やっているので、何とか大丈夫だというふうなご答弁はありますけど、地元のやはり業者がなかなか探せ ない状況の中で、この前の説明だとちょっと困難かなと思うんです。やはり契約も少し見直すべきだったんじゃないかと私は思うんです。國仲昌二議員が急いで臨時会で、例えばおくらせてでもやっぱり工期をですね、期間、一般競争入札がだめじゃなくて、指名競争入札だけじゃなくて、指名競争入札でできなければ一般競争入札、ケース・バイ・ケースだと思うんです。それができるんじゃないかなと私は思うんです。その辺の可能性をやはり今後も続くという、そうであれば、その辺の見解を入れてもらったらいいかなと私は思うんですけど、その辺のご答弁をお願いします。

#### ◎副市長(長濱政治君)

じゃ、今回の電気機械設備工事を本土業者が入ってきてやると、お金はどこに落ちるのかと、本土に落ちるでしょうと、おっしゃるとおりです。もしも一般競争入札でやったら、ほとんど本土に行きますよ。落ちない、ここには何も。本当にそこでいいのかということはみんなで考えなきゃいけないと思います。全部、逆に本土の力のあるところしかとれない。それで、本当に地元の企業が潤うのか、その辺のところを考えないと多分いけないと思います。

そして、急いでと言っておりますけども、別に急いでじゃなくて、我々はスケジュールを皆さん方に基本構想、基本計画で全部示しながら、このとおり進めているんです。特に急いでいるとかなんとかということではないです。そのとおり進めている。おくれつつありますけれども、でも一応何とかおくれを取り戻そうと考えております。

一般競争入札とか、これは要領とか要綱というふうなものをつくらないといけないです。だから、指名競争入札がだめだからすぐ一般競争入札をやるべきだという話には、これちょっとならない。相当勉強しないといけないし、要領も要綱もつくらないといけない。その辺のところを逆に本当に一般競争入札でいいのかどうかというふうなこともみんなで議論しないと、これは簡単ではないです。その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

#### ◎島尻 誠君

先ほども同じような見解もあると思います。だけども、入札に関しては、地元に落ちたほうがやっぱりメリットは大きいですよ、それはもちろんそうです。ですけども、一般競争入札で必ずしも本土の企業がとるとは限りませんよ、それは。地元にもすばらしい業者はたくさんいます。それはもう今電子入札の時代ですから、全てシステムがやってくれます。その辺を考慮すれば、全て可能だと思います。そうしたら、移行期間いろいろありますけど、いろいろ調整もできただろうし、こういった事態も招かなかったと私は思っているんです。やはり電気機械設備工事も本土企業がとっても地元で下請がいるんですよ、たくさん。地元に落ちないということはないんですよ、本土企業がとっても。だから、その辺はやっぱりもう少し考慮して、次回のちょっと要望しますけど、指名競争入札とプラスでケース・バイ・ケースで一般競争入札を考えていただきたいというふうに思います。

# ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに質疑はありませんか。

# ◎上里 樹君

何点か質疑させていただきます。

まず、議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)の沖縄振興特別推進市町村交付金

事業に関連してですけども、10ページの歳出、2款総務費、1項総務管理費の15目沖縄振興特別推進費の中で内訳の事業がありますけれども、この中で来間東航路標識灯設置事業、これが交付金事業が認可されて大変喜んでいますけども、この設置に至るまで、この間一般質問等でも私も取り上げ、設置を要求してきたんですけども、なかなか認められなかった経緯があります。これが認められて本当によかったと思うんですけども、これまでの交付金申請の中で、どこを工夫して申請をして、何が認可のきっかけになったのか、職員の頑張りがあったと思うんですけども、お聞きしたいと思います。

それから、議案第51号、宮古島市税条例の一部改正についてですが、地方税法等の一部を改正する法律中、平成31年6月1日に施行される改正箇所についてということなんですけども、この中身を詳しく説明をお願いします。これはふるさと納税関係の関連だと思いますけども、内容をお聞きしたいと思います。

それから、議案第52号、議決内容の一部変更について、かなり質疑が集中しているんですけども、私が心配するのはいわゆる入札が不成立になる。リサイクルプラザもなかなかでしたけども、今宮古島市の業者の声を聞くと、手持ちの工事がいっぱいで、公共工事の発注に当たってはそこら辺も考慮して考えていただきたいという声が寄せられています。その点に関して、副市長は先ほどの島尻誠議員への答弁に、誤算だったという答弁がありました。ですから、私は何人かの議員から施工期間のことについてももっと検討すべきではないかという意見も出ているように、今後手持ち工事がいっぱいな中で作業員も不足している、どうやってそれを確保するのか、それも心配だし、そういう中で本当に安全な工事が工期内に進められていくのかということが心配になります。ですから、そこら辺について宮古島市の地元の業者を育成するという、それは大切なことなんですけども、肝心かなめの業者の皆さんから宮古島市に対して、先ほど私が話したような工事の発注のあり方について検討するようにという要求等がないのかどうかお伺いします。

それから、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)です。これは3月29日まで3月定例会が開かれた経緯を見まして、その中に追加提案ができたんではないかという思いが私はしますけども、専決処分になった理由をもう少し詳しくお聞かせください。

#### ◎副市長(長濱政治君)

先ほど島尻誠議員もおっしゃっておりましたけども、優秀な下請がいるというふうなことがありました。 しかしながら、下請よりは元請がいいんですよ、どうしても。それは当然そうなんです。優秀な下請がいるから、本土の企業がとってもいいんだと、そういうふうな理屈にはならない。そして、安全な工事が施工されているのかというふうな懸念をされておりました。これは受注した側の、業者の当然の義務として、それは安全に気を配るのは当然のことでございます。それを抜きにしてやるような業者はおりません。これはしっかりと我々も指導しながらやっていくわけでございまして、そのようなことはないと思っております。

公共工事の発注というものを何か例えば民間に工事がたくさんあるから、今は出さんでおこうとかなんとかというふうな話だと思っておりますけれども、そこまでは考えておりません。もしそれをやって、じゃ何が緊急なのか、何をやるべきなのか、そして金額は幾らぐらいなのか、そして、じゃ工種によっては土木が大変なのか、建築が大変なのか、そんなのもいろいろあるわけです。そこまでを全部把握して、そ

れで国がどのぐらい出しているのか、それから県がどのぐらい出しているのか、そして県内でどうなのか というふうなところまでもし考えなければ、今言っているような公共工事の発注を調整するようなことま ではちょっと考えられません。

#### ◎総務部長(宮国高宣君)

議案第51号、宮古島市税条例の一部改正についてでございます。この議案第51号、宮古島市税条例の一部改正についての主な内容は、まさに上里樹議員がおっしゃったとおりでございます。改正の主な内容は、ふるさと納税制度の見直しによるものでございます。総務大臣が次の基準に適合する地方団体をふるさと納税による寄附金、税額控除対象の地方自治体として指定することに伴ったことになっております。

新旧対照表もございますけど、それの1ページをお願いします。まず、一番最初の第34条の7のその中の法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金というのがございます。これにつきましては、第1号につきましては都道府県、市町村または特別区に対する寄附金となります。次の第2号が共同募金会とか日本赤十字に対する寄附金を指しております。

その中で、また中段のほうになりますけども、これまで同項第1号に掲げる寄附金、これが同条第2項に規定する特例控除対象寄附金という形で名称が変更されております。その中で、また今回の特例控除対象寄附金の基準というのがございます。それが3点ほどございます。これは寄附金の募集を適正に実施する地方団体、もう一点、返礼品の返礼割合を3割以下にすること、もう一点、返礼品を地場産品とすることという3つの基準がございます。それをもって指定するという形で、そういう内容でございます。これを今年の3月31日に公布され、ことしの6月1日から施行されるために、今回の提案となっております。

附則でもそのように第1条で平成31年6月1日から施行と。

第2条につきましては、6月1日以降については平成32年度分の個人市民税から控除しますよという形をうたっております。6月1日以前のものにつきましては、従前どおりの控除対象の部分でございます。 その他、法の改正に伴って条項のずれとか、あとは特例控除額の計算方法などが明記されている法の改正となっております。

#### ○農林水産部長(松原清光君)

議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)の10ページ、15目沖縄振興特別推進費の中の来間東航路標識灯設置事業の質疑でありました。先ほど上地廣敏議員の質疑にも答弁したとおりなんですが、来間東の水路はパヤオに向かう重要なルートになっております。しかしながら、来間大橋から見てもわかるとおり、水路の幅が狭く、岩礁も多いために座礁のリスクが高いと標識設置等を地域漁民から強く要望されておりました。そのために、本市においても船舶の航行の安全を確保するためには重要とのことから、今回事業化の予算を要求したところであります。

#### ◎生活環境部長(垣花和彦君)

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、宮古島市国民健康保険税条例の専決処分に関することでございます。3月定例会で上程することができなかったのかというご質疑でございますが、今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、議案書の14ページに専決処分書が掲載されておりますが、その理由の中にもございますとおり、この改正の理由となります地方税法施行令等の一部を改正する政令、これが平成31年3月29日に公布されております。

市といたしましては、この公布をもって条例の改正作業に入りますので、29日以前、3月定例会の会期中に上程するということはできなかったということになります。あくまでも地方税法施行令等の一部を改正する政令、これの公布をもって条例の改正手続に入るということになりますので、3月定例会の中では上程することはできなかったということでございます。

# ◎上里 樹君

再質疑させていただきます。

議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)の10ページの来間東航路標識灯設置事業についてですけども、私の認識ではこれまでも一括交付金を申請してきたんだけども、認められてこなかったんではないかという認識でした。一括交付金事業としては、今回が初めての要求になるんでしょうか、そこを確認したいと思います。要するに従来住民が要求していた中身に沿って要求だったと、何も特段努力して新たなことを強調したりとか、そういう申請はしていないということだと受けとめたもんですから、初めての一括交付金の申請なのかということです。それをお答えください。

それから、もう一点、ふるさと納税についてですけども、これを控除となる寄附金の判断の結果、これがどのような形で示されるのかということです、知らされる、控除対象になりますよという。これ国が決めるんですよね。ですから、その通知の仕方というか、寄附金の判断の結果、どのように知らさせるかということが1点。

それから、施行されるのが6月1日からなんですけども、2カ月しかないですよね、周知期間が。この点について国がどう進めるかによって周知期間との関係が出てくるんですけど、周知して2カ月しかない、そういう中でどのように国はそれを進めていくかという関係性、そこら辺をわかれば教えてください。

それから……

(議員の声あり)

#### ◎上里 樹君

いや、これからやるんで聞いているんです。

それから、議案第52号、議決内容の一部変更についてについては、もうこれ以上聞きませんけども、提出議案書の13ページの報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、確かに平成31年3月29日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されるということなんですけども、自治体によっては3月22日に臨時会を開いているところもある。そういうことも可能であれば、3月29日の宮古島市議会3月定例会の中での追加提案が可能だったんではないかと思いますけれども、できないとおっしゃいましたけど、そうなのか。

それから、限度額の改正、これまで連続して改正されています。ですから、そのことで限度額引き上げによってどれだけの世帯の市民が負担増になるか、その世帯数と額をお聞かせください。

#### ◎企画政策部長(友利 克君)

まず、来間東航路標識灯設置事業についてです。この事業は、平成30年度、昨年度から事業の採択を受けて実施をしているものでございます。今年度は2年目ということになりまして、今年度で完了する予定でございます。

次に、ふるさと納税の周知についてですが、ふるさと納税については、今回条例の改正をしているとこ

ろですけども、これまで地方税法の中でふるさと納税についての明確な規定、いわゆる基準というものは示されておりませんでした。そのため、さまざまな形で取り組む自治体があったわけです。それをひとつ統一化しようと、それと秩序ある制度の運用としようということで今回地方税法が改正をされているところでございます。その周知についてですが、これまでもインターネットでもって宮古島市の返礼品については紹介をしているところでございまして、その返礼品については、いわゆる基準に合致する返礼品を掲載をしているわけでございますので、特に改まって周知をするという必要はないかというふうに考えているところでございます。

#### ◎生活環境部長(垣花和彦君)

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)に関するご質疑ですけれども、上里樹議員からご指摘のありました3月22日に臨時会を開いて改正したところもあるという話でございますが、そこがどこであるのかというのは確認をしておりませんけども、国民健康保険料については、今「料」と言いましたけれども、国民健康保険料とする自治体と、それから国民健康保険税というふうに税扱いをする自治体の2種類ございます。宮古島市の場合は税という扱いでございます。したがいまして、宮古島市ではあくまでも地方税法施行令等の一部を改正する政令、これの決定をもって改正の手続をするというのが適切であろうということで、今回こういうふうな専決処分になってございます。

それから、上里樹議員からもありましたとおり、今回、昨年に続いて限度額の引き上げということでございます。58万円から今回の改正で61万円に基礎税額の限度額を改正するということでございます。限度額61万円に達している世帯につきましては、平成31年のことしの1月末時点で対象世帯は134世帯ございます。これに伴う税収につきましては、今回3万円上がりますので、単純に3万円掛ける134世帯で402万円の増額が見込まれております。

ただしかし、これまで58万円でございましたので、58万円から今回改正される61万円までの間の皆さんも影響を受ける世帯が出てきます。その世帯が10世帯というふうに見込まれております。合計で144世帯となります。これによる影響額につきましても先ほどの部分と含めまして414万579円というふうに試算をしております。

# ◎上里 樹君

1点だけお伺いします。

議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)の10ページの件ですけれども、来間東航路標識灯設置事業の件で平成30年度からの事業だというふうに聞いて、私もちょっと不勉強でしたけれども、なぜその事業が臨時会での対応になっていくのかというのが理解できませんが、もう一度。

# ◎企画政策部長(友利 克君)

来間東航路標識灯設置事業のみを外して議会上程するというのはちょっと効率が悪い状況になりますので、やはり今回は1億9,500万円余という一括交付金の増額がメーンとなっておりますので、それに関連する予算を計上するというのはごくごく自然ではないかというふうに考えております。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩=午後零時07分)

再開します。

(再開=午後零時08分)

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。 休憩します。

(休憩=午後零時08分)

再開します。

(再開=午後1時30分)

午前に引き続き質疑を行います。 質疑があれば発言を許します。

# ◎新里 匠君

議案第52号、議決内容の一部変更についてお伺いいたします。

初めに、2回入札が流れて契約ができない状況が発生しましたが、電気機械設備工事を建築工事に含めようと思ったのはなぜかお答えをいただきたいと思います。何かメリットがあって、それを建築工事のほうに含めたほうがいいと思ったと思いますから、その理由をご説明願います。

# ◎振興開発プロジェクト局長 (大嶺弘明君)

2回とも不調でございまして、これがまた再入札を行おうとすると準備期間が4カ月程度必要となります。その間、電気機械設備工事の受注業者が決定せず、このまま建築工事が進むことになりますと、一旦建築工事をとめて電気機械設備工事着手を待つための期間が生じます。その分工事期間が延長してしまうことになりまして、業者はその間作業員を確保しなければならず、その分の損失を市に請求することとなりますので、早期に設備工事に着手しなければなりませんので、市の損失を防ぐためにも設計を変更して契約を行いたいということでございます。

#### ◎新里 匠君

振興開発プロジェクト局長、まさにそのとおりだと思っております。やはり地元業者に発注をした、その後これが応札してもらえなかったから沖縄本島の大手企業を入札に入れた。それに加えて、本土の大手企業の沖縄営業所も入れたということは、宮古島市以外の仕事ができるメンバーを入れたにもかかわらず、入札に応じてもらえなかった。これはっきり言ってうまみがない仕事なのかなとちょっと私的には解釈をするんですけれども、しかしその中においてこの工事請負変更仮契約書にある株式会社大米建設が受注をしようと契約に応じたのは、地元企業としてやはり私たちの庁舎は、宮古島市の庁舎は地元業者が中心となってつくるんだという、そういう気概が私には感じられます。ですから、この附帯工事を入れる根拠になった国土交通省の建設業許可事務ガイドラインやら宮古島市建設工事設計変更要領やら、そこら辺を要するに踏襲して、こういう根拠を持って附帯工事として仮契約まで持ってきたわけですから、ぜひ自信を持ってこういうところから市のメリットはあるんだというところをちゃんと言わないと、仮契約うまくいかなかったら誰が損失をこうむるのかというところをもう一度考えて、やはり市民の皆様にはご理解をいただくということが大事だと思っておりますから、ぜひアピールしてこの業者が一生懸命できる環境をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、議案第51号から日程第7、報告第4号までの計5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第51号、宮古島市税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

# ◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第4、議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を 許します。

# ◎國仲昌二君

私は、議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)に対して反対の立場から討論をいたします。

まず、先ほどから指摘しているように、臨時会というのは質疑が3回だけしかできなくて、委員会も、それから一般質問もないということで、そういう制限がありますから、多分地方自治法の逐条解説なんかでも緊急を要するものでない限り審議することはできないというふうに制限がかけられるというふうに思っております。きょう自分の質疑、それから議員の皆さんのやりとりを聞いていても、大変幾つか疑問が出てくるんです。それをしっかりとやっぱり審査する委員会なりが設けられないと、十分な事業に対する理解が深まらないというふうに思うんです。ですから、きょう提出されている補正予算についてですけども、私は自信を持ってこの中身を十分知った上での賛成、反対ということができかねると、賛成しかねるということ、そういう考えから反対というふうにしたいと思います。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

#### ◎仲里タカ子君

それでは、私は議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)について反対の立場で討論をいたします。

議論が深まっていないということを國仲昌二議員が言っていましたが、私もそのように思います。伊良 部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業についてですけれども、これは質疑をさせていただきました。施設 をつくって、それを指定管理でやっていきますよという内容の説明を受けましたけれども、それから私は これ何の事業かよくわからずに、前もってこういう予想ですよというのもちょっと見せていただいている んですけれども、この内容については余り議論が深まっていないと考えています。というのは、橋を渡っ ていて、確かに突き当たりの斜面のところを造成工事しているなというのは私も見ているんですけれども、 そこにこういう施設ができるというのを私は初めて知ったんですけど、これはこういう上物、今補正予算 をかけて、予算を可決してつくっていく。そして、それを建物自体を指定管理にするというのは初めて聞 きましたが、私はまだちゃんとこれを自分では吟味できていない。橋を渡っていて右手のほうに広い空き 地がありまして、そこはちょっと私はちゃんと調べていないけれども、民有地でそこにお土産屋なんかが できる可能性があるとも聞いています。そういうときに、市がわざわざ造成した斜面に建物をつくって指 定管理をして、本当に今後これが伊良部の観光に資するものになるかどうかという判断をちょっとできか ねる。なので、これは委員会に付託をしていろいろ議論をする必要というのはやっぱりあると私は考えま す。だから、この臨時会でこの補正予算をそのまま通していって、そのままの建物を簡単な図面もいただ きましたが、これを遂行していくというのが本当にいいかどうかというのは、ちょっとこれは疑問だなと いうふうに考えます。

もう一つは、もちろん一括交付金を使ってやりますよということですけれども、当初予算のときに404億3,500万円、これかなりの予算の膨らみだということでいろいろ質疑もありました。この中に、またさらにこの補正予算を入れていくということで、やっぱりまたほかの事業も絡んでですけれども、406億円余になって市債も膨らんでいく。本当にこれをこの臨時会で急いでやっていくべきことなのかということに対してもちょっと疑問を感じるところもありますので、そういう立場でこれはちょっと反対したいと思います。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

# ◎眞榮城德彦君

私は、今のお二人の話を聞いて、その上で議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号) に賛成の立場で討論をしたいと思います。

大体原則論として、臨時会でこういうことをやるんじゃないとか、そういったものはいいんですけども、ここで我々がやらなければならないことは、この議案に対して賛成か反対なのかという明確な理由をちゃんと述べるべきだと思うんです。原則論は原則論としておいておいて、この議案に対して賛成か反対かだけのことをこの臨時会ではすべきであって、ましてや今の仲里タカ子議員の伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業の件に関しても、これはこの補正予算に上がってきたのは、これ一括交付金で急に決まった

ものだから、これを上げざるを得ないということであって、伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業は 前の議会からも既に予算化されて、これは事業として動き出しているものなんです。だから、今度の臨時 会では補正で上げてきたものをちゃんとこれにのせて議会の承認を得るというだけの話でありますから、 もし伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業について疑問があるんだったら、前の段階から、3月定例 会でも12月定例会でも既に予算化されて事業化しているものですから、それはそれで一般質問なり質疑を すればいいんです。この件に関しては、今仲里タカ子議員が言ったことには全く納得ができません。

それと、國仲昌二議員に関しては、もう少し具体的にどれをどうしてどこが問題があると、どの箇所が問題であるから私はこの議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)に対して反対ですというようなことを明確に言ってもらわないと、議会の議論がかみ合わない部分があると思うんです。だから、それは原則論がいいか悪いかは別として、これは予算に対する我々の結論を出さなきゃならないもんですから、これはちょっと筋違いだなと思って、今のお二人の意見に反対する意味で、なおかつ自分としては賛成をします。

# ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

#### ◎新里 匠君

議案第50号、平成31年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)について賛成の立場から討論します。

やはり予算というのは、市民にとって一番大切なものだと思います。予算がとまると、やはり市民のための行政はできないというところだと考えます。加えて、主な事業内容についてですけれども、本当に重要なものが入っていると思っております。例えば来間東航路標識灯設置事業、これ私も幾度となく漁民の皆様から要望を受けております。これ危険だと、本当はそこを通り抜けて漁場に行きたいという説明を農林水産部長のほうからやっていただいたんですけれども、これはまさに漁民の皆様も同じことを考えていて、やはりあそこを何とかしてほしいと。願わくは岩礁を削り取ってほしいというぐらいの重要なものです。そういう伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業もそうです。これから伊良部が本当に観光地として成り立っていくためには、ぜひとも必要なものであります。計画については、またいろいろ意見を出し合っていけばいいと思いますけれども、予算を通さないと何も始まらないわけですから、ぜひこの予算を通すことが重要なことだと思っておりますから、賛成をいたします。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第50号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

挙手多数であります。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第5、議案第52号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

#### ◎國仲昌二君

議案第52号、議決内容の一部変更について反対の立場で討論いたします。

この議案第52号、議決内容の一部変更についてについては、議案書が配付されたときに私びっくりしたのは、建築1工区の請負契約を3月定例会でやって、わずか3週間で20億円余の増額変更があるのかとびっくりしました。純粋に建築工事だと思っていたわけです。びっくりして、幾ら何でも全員協議会では資料なり説明があるだろうというふうに思っていたら資料も出ない。説明というか、確認を求めたら入札の話が出てきたので、何で3月定例会に契約したものを前に戻って入札の話をしているんだろうというふうに受けとめました。私は、この20億円余の話をしているのに何で入札の話をしているんだろうと思って、理解できなくて資料も出さないのか、説明もしないのかということを抗議をしたわけです。翌日、初めてこれが中身が電気機械設備工事だったというのを知りました。後で聞くところによると、多くの議員の皆さんは、その増額の内容の説明を受けたと、資料ももらったということですけれども、私はそれをマスコミで見て初めて知ったんです。あれだけ全員協議会で言ったんで、きょうは資料出てくるだろうと思ったら、出てきていませんでした。ですから、私はそこで資料を求めたんです。事前に説明を受けている皆さんは、全員協議会で説明していることは理解できたかもしれないんですけど、私はあの場で理解できなかったんです。ですから、きょう資料を求めたということであります。私が資料を求めたことに対して、何か私がわざと議事をおくらせようとしているかのような雰囲気の発言もあったりしたんで、大変心外だというふうに思います。

きょう資料を配付してもらったんですけれども、いろいろ当局のほうからも説明があって、どうしても 事業をおくらせるわけにはいかないんで、建築1工区の請負契約に組み入れるんだということが説明があ るんですけども、それはわかります、おくれるというのはわかります。ただ、議会というのはその事業に ついてのきちんと検証する役割があります。これを臨時会で出して、わずか3回の質疑でその事業の中身 をきちんと把握して、それを判断するということはまず無理だというふうに思うんです。

私、これまでも大きい事業が、臨時会で請負契約の議案が出るもんですから、そのたびに指摘してきたんですけども、今回もこういうことになって、ちょっと調べてみました。スポーツ観光交流拠点施設の建築工事から電気設備工事、機械設備工事、トータルで大体32億円、これは臨時会です。未来創造センター、建築1工区と電気設備工事、空調設備工事、36億円余り、これも臨時会です。伊良部島小中一貫校の建築1工区、建築2工区、それから電気設備工事あるいは武道場建築工事、25億円、これも臨時会です。つまりこういう事業を臨時会で出して、議会できちっとした審議ができているかというのは私には自信持てないんです。ですから、きょう出ております議案第52号、議決内容の一部変更についても3回の質疑だけでこの事業はどうしてもこの臨時会でやらなければいけないかどうかという判断が私にはつきかねます。ですから、賛成しかねるということで反対の立場での討論といたします。

# ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

# ◎仲里タカ子君

私も議案第52号、議決内容の一部変更についてに反対の立場で討論をさせていただきます。

3回くらいの質疑で本当に理解できているかというのは私も自信がないということもありますが、でも

何人かの議員の皆さんがいろいろ質疑をして、電気機械設備工事も2回やった入札の不調は、作業員の確保ができない、技術者の確保ができない、今宮古島市で工事を受注できる状況にないというふうにこれも新聞の取材でそういうふうに書いています。こんな状況の中で、建築1工区の工事を落札した株式会社大米建設が電気機械設備工事ができることであるなら、資格者として参加すれば別にいいわけだけど、そういうこともできないから、結局市が出した予算20億数千万円余、これを設計変更という形でこれを出していくというのはいろんな宮古島市建設工事設計変更要領やら何かにのっとってやっていますというふうな説明ですが、本当にこれでいいのか。株式会社大米建設は、みんな技術者も作業員もいないよと言っている中で、本土から連れてくるのかわからない、どこから連れてくるのですか。もしどこかから連れてきたときに、今の宮古島市の状況ではもうアパートもない。みんなアパートの家賃が高騰して困っていて、もうあっぷあっぷと言っている中で、また作業員をここに連れてきて工事を無理にやっていく、これが本当に宮古島市民のためになるのか。市長は、市民の役立つところが市役所だというふうに4月には……

### ◎議長(佐久本洋介君)

ちょっと討論の内容をはっきりして、簡潔にしてください。

# ◎仲里タカ子君

言ったと話していますけども、この総合庁舎建設をここで足をとめて、こんな状況だから私は3月定例 会の当初予算でもちょっと話しましたけども、もうちょっと息をふっと吐いて、宮古島市が建設が沸騰し ている中で、これをもうちょっと先に延ばすことができないか、こういうことを検討することのほうが市 民に役立つ市役所になると、本当に本気で考えます。

よって、これには反対の立場で討論します。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

# ◎新里 匠君

議案第52号、議決内容の一部変更についてについて賛成の立場から討論いたします。

これ建築1工区、建築2工区とも契約は済まされているわけでございます。加えて、いろんな計画の中でこれは長年議論を積み重ねてきて、これはつくるぞという決定をした事業であります。先ほど副市長は予想しなかったと、この落札しないのが。そういう状況であるけれども、建築工事を契約をした以上はやはり進めていかないといけない。これを契約しないことによって、不利益が誰に生じるかというところは、まさに考えないといけないことだと思います。これを契約しなかったらどうなるのか、これは本当に強く認識を持って、いいかげんなことを言わないで、ちゃんとそこら辺は契約があると。契約は何にもまさるということは、やっぱり考えないといけないわけです。主張は、おのおのの主張ですからいいですけれども、ぜひ市に対する不利益、どれぐらいなのかと、この総合庁舎を建設することによって、市民に対してどういうメリットがあるのかとか、いろんなそこら辺も考えていく必要があるなと思っております。ぜひ進めていくために賛成いたします。

#### ◎濱元雅浩君

私も議案第52号、議決内容の一部変更についてに賛成の立場で一言言いたいと思います。

この事業、3月29日の契約になっているかと思います。その際は、この事業を進めていくということを 議会で決定をしたことにおいて、この事業がスタートしたと理解をしております。それは工期内にしっか りとこれおさめるというのが今度は行政側の作業に入っております。その観点からすると、この契約をス ムーズに運営をして、議会でまた議決をしていただいて、この行政の運営に協力をしていくというのも議 会の立場だと思いますので、私は賛成をいたします。

# ◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第52号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

挙手多数であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより報告第3号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

#### ◎上里 樹君

ただいまの報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例)について不承認の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は社会保障の一つとうたわれています。限度額が58万円から61万円に改められました。その影響を受ける世帯が、質疑したところ134世帯、402万円の負担増になるということで、その全体として144世帯の414万円余の負担増になるという答弁がありました。この限度額引き上げによって、負担能力のある世帯はよいのですけれども、限度額ぎりぎりの世帯は大変なものがあります。今後も国民健康保険の全県一元化が予定されていますけども、さらに10月実施予定の消費税増税による影響で、さらなる滞納世帯がふえる、その影響が考えられます。この間、限度額引き上げが連続していますけども、所得の本当に

低い、そういった世帯が加入している国民健康保険の中だけでやりくりをする、それはもう限界に来ていると思います。市独自の取り組みを進めると同時に、国や県の負担金の増額を求める必要があることを指摘して、不承認といたします。

#### ◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより報告第4号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

#### ◎議長(佐久本洋介君)

挙手多数であります。

よって、報告第4号は承認されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、 数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

# ◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして、平成31年第3回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午後2時00分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成31年4月23日

宮古島市議会

議 長 佐久本 洋 介

議員國仲昌二

ッ 濱元雅浩